

原議保存期間	30年(平成57年3月31日まで)
有効期間	一種(平成57年3月31日まで)

警察庁丁規発第86号、丁備発第352号
平成26年11月21日
警察庁交通局交通規制課長
警察庁警備局警備課長

警視庁交通部長
警視庁警備部長 殿
各道府県警察(方面)本部長
(参考送付先)
警察大学校交通教養部長
警察大学校警備教養部長
各管区警察局広域調整担当部長

「災害対策基本法の一部を改正する法律」及び「災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」の施行に伴う対応に係る細目的事項について(通達)

「災害対策基本法の一部を改正する法律」(平成26年法律第114号)等の内容及び留意事項については、「災害対策基本法の一部を改正する法律」及び「災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」の施行に伴う対応について(通達)(平成26年11月21日付け警察庁丙規発第89号等)をもって通達されたところであるが、その細目的事項については、国土交通省と協議を行い、下記のとおりとすることとしたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、国土交通省道路局から道路管理者に対して「災害対策基本法に基づく車両移動に関する運用の手引き」(以下「手引」という。別添)が示されているので、参考までに添付する。

記

1 道路管理者からの道路の区間の指定に係る通知

道路管理者が、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第76条の6第1項の規定により道路の区間を指定しようとする場合において、災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288号)第33条の3第1項の規定により当該地域を管轄する都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に対して行う通知は、手引において示された通知文書例を参考に書面で行うこととされた。なお、緊急を要する場合は、口頭で行われ、事後において速やかに書面が送付されることとされた。

2 道路管理者からの車両の移動等の措置に係る情報提供

道路管理者が、法第76条の6第3項の規定による車両の移動等の措置又は破損を行った場合において、当該地域を管轄する警察署長(高速道路については、高速道路交通警察隊長)に対して行う情報提供は、手引において示された記録票の例を参考に書面で行うこととされた。

3 道路管理者への要請

公安委員会が、法第76条の4の規定により道路管理者(会社管理高速道路

については独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、公社管理道路については地方道路公社) に対して行う要請は、原則として、別記様式によることとした。緊急を要する場合は、口頭により行い、事後において、速やかに別記様式に必要事項を記入の上、送付すること。

なお、道路ごとに要請先が異なることから、事前に要請先について確認しておくこと。

また、災害時には、公安委員会の意思決定が迅速に得られないおそれもあることから、専決区分を整備するなど、当該要請が迅速に行われるよう配慮すること。

4 道路管理者の権限の代行

警察官が道路管理者の委任を受けることにより、法第76条の6の規定に基づく車両の移動等の措置をとる場合には、可能な範囲で、その前後の状態を写真等により記録するとともに、移動の際の記録を道路管理者に提供すること。

5 道路管理者との連携の強化

法の適切な運用を図るため、平時から道路管理者と連絡体制について協議し、通信手段を確保しておくほか、放置車両の移動等に関する検討会の場を設けるなど、道路管理者との連携の強化に努めること。

また、放置車両の所有者等に連絡を取ることにについて、道路管理者から要請があった場合には、可能な限り協力すること。ただし、所有者の氏名や電話番号等の個人情報の取扱いには十分注意すること。

別添省略

別記様式

年 月 日	
殿	
公安委員会	
要 請 書	
災害対策基本法第76条の4の規定により次のとおり要請します。	
路線、区間等	
要 請 内 容	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 道路の区間の指定 (法第76条の6第1項)<input type="checkbox"/> 車両等の占有者等に対する命令 (法第76条の6第1項)<input type="checkbox"/> 車両等の移動等の措置 (法第76条の6第3項)<input type="checkbox"/> 土地の一時使用等の措置 (法第76条の6第4項)
要 請 理 由	
担 当 者	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。